

「幻の魚」まつかわを守ろう

*全長35cm未満のまつかわは海中還元！

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、全長35cm未満のまつかわを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



・函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域において、まつかわ(たかのは、たんだか、ブランド名「王鰈」)の資源回復を図るために、平成18年度から漁業者による大規模な種苗放流が行われています。現在、まつかわの資源は、そのほとんどがふ化放流魚で占められています。
 ・当海域では、こうした資源を保護するために、漁業者に限らず、資源を利用する全ての人、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合、速やかに海中に還元(リリース)しなければなりません。

ご理解
願います!

資源の増大に向けた漁業者の取組

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

「つくり育てる漁業を行っている主な魚種」

さけ・ます・ひらめ・まつかわ・にしん・ほたてがい
 こんぶ・えぞはぶんづに・あわび など

「資源管理協定で漁業者が規制している魚種とサイズ」

魚種	規制サイズ	対象海域
ひらめ	全長35cm未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
まつかわ	全長35cm未満	函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域
まがれい	全長18cm未満	北海道周辺の全海域
そうはち	全長18cm未満	
すけとうだら	全長34cm未満	

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

～クロマグロの資源管理にご協力ください～

太平洋クロマグロは、近年、資源状況が悪く、早急な資源管理を図る必要があることから、我が国においても、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、漁獲量の上限を設定するなど、厳しい管理措置に取り組んでいます。

これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業までの**全ての漁法**で、次のような厳しい資源管理に取り組んでいます。

小型魚(30kg未満)

2002～2004年の平均漁獲実績の**半分までしか獲らない**

大型魚(30kg以上)

2002～2004年の平均漁獲実績から**増加させない**

令和3年4月1日からは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(通称「TAC法」)に替わり、「漁業法」に基づく資源管理が行われています。

クロマグロ遊漁の規制について

広域漁業調整委員会(注1)の指示により、クロマグロ遊漁が規制されています。規制措置については、水産庁ホームページをご覧ください。また、クロマグロ釣りの前に、現在の規制状況を水産庁ホームページから確認をお願いします。

水産庁アドレス

https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html

注1 日本海・九州西広域漁業調整委員会、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会



広域漁業調整委員会指示に関すること、規制措置に関するQ&Aについても、水産庁ホームページをご覧ください。また、不明な点がございましたら水産庁にお問い合わせください。